

平成17年3月25日
令和3年11月15日改正
令和7年3月26日改正

人間文化研究機構利益相反ポリシー

1. 目的

大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「本機構」という。）は人文、社会科学のみならず自然科学に及ぶ諸分野の課題に対する、基礎的ならびに先端的研究を行う複数の大学共同利用機関から構成される。その使命と責務とは、個別の分野における研究成果のみならず、複数分野の学際的、融合的な研究により、相乗的研究成果を生み出すことである。また、国際的な連携のもと、その成果を広く共同利用に供するとともに、新たな研究領域に対する研究基盤を提供することを目的としている。

一方、本機構は、研究成果を広く社会に対して還元するとともに、研究へのフィードバックによるシナジー効果を得るため、共同研究、受託研究及び特許等のライセンスといった産学官民連携を積極的に推進する。

そこで、産学官民連携の推進にあたり不可避免的に発生する利益相反や責務相反の問題について、役員及び職員（以下、「役職員」という。）が常に意識しなければならない姿勢とルールを利益相反ポリシーにおいて内外に明示する。

2. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

本機構は、産学官民連携の推進を公正かつ効率的に行うために、役職員の利益相反を未然に防止し、万一生じた利益相反については、解消のための措置を講じる。また、役職員は産学官民連携の推進を行う上で利益相反を生じないことを責務とする。この場合、公正な産学官民連携の推進のため、本機構の定める諸規則に則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考えに基づいて、利益相反のマネジメントを行う。

本機構は、利益相反マネジメントについて、産業界等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解消を図ることにより、産学官民連携を推進する。

3. 利益相反マネジメントの基準及び対象

（1）基準

利益相反問題を解消する際の指針として、以下の3点を利益相反マネジメントの基準とする。

- ①本機構の職務に対して個人的な利益を優先させると客観的に見られないこと。(狭義の利益相反)
- ②本機構の定める諸規則に則った上で、個人的な利益があるなしに係わらず、本機構以外の活動を優先させていると客観的に見られないこと。(責務相反)
- ③大学共同利用機関として、学術研究分野全体の共有財形成にもとらないこと。

(2) 対象

- ①兼業活動の場合(技術指導を含む)
- ②報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
- ③本機構以外の企業、大学等に本機構役職員が自らの発明を技術移転する場合
- ④機構の設置目的及び協定以外の共同研究や受託研究に参加する場合
- ⑤外部から寄附金、設備・物品の供与を受ける場合
- ⑥①～⑤の相手方等何らかの便益を供与される者に対して、施設、設備の利用を提供する場合
- ⑦①～⑤の相手方等何らかの便益を供与される者から物品を購入又は役務の提供を受ける場合
- ⑧その他研究活動に関し、外部から明白と思われる何らかの便益を供与されたり、供与が想定されたりする場合
- ⑨大学共同利用機関として開発事業展開を行う場合
- ⑩自身又は自身の親族(配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。)が役員等に就任し、その経営にかかわる企業等から設備・物品、役務等を購入又は提供を受ける場合
- ⑪その他、研究インテグリティの確保に関する事等、機構利益相反委員会が必要とする場合

4. 利益相反マネジメント体制

(1) 利益相反マネジメントの概要

- ①本機構の利益相反マネジメントに関する最高審議機関として、別に定めるところにより人間文化研究機構利益相反委員会(以下「機構利益相反委員会」という。)を設置する。
- ②機構利益相反委員会は、本機構における利益相反ポリシーの制定及び改廃、利益相反に関する自己申告の内容の調査等、利益相反に関する自己申告への対応、利益相反状況に関するマネジメント、その他利益相反に関する事項を審議する。
- ③本機構の各大学共同利用機関(以下「各機関」という。)における利益相反マネジメントに関する事項(各機関における利益相反に関する自己申告の内容の調査等、利益相反に関する自己申告への対応、利益相反状況に関するマネジメント、その他利益相反に

関する事項)については、利益相反ポリシーに定めるもののほか、各機関の長の定めるところにより適宜対応を行う。なお、各機関において、本機構全体に係る対応が必要と判断した事項については、機構利益相反委員会へ審議を求めることができる。

また、各機関の長は、利益相反に関する個別事案への対応については、機構利益相反委員会に対して、随時、対応状況の報告を行うものとする。

(2)利益相反マネジメント手続及び方法

- ①役職員は、利益相反の恐れがある事態に直面した場合には、機構利益相反委員会又は各機関の長が定める窓口へ速やかに利益相反に関する自己申告書を提出しなければならない。
- ②役職員は、機構利益相反委員会又は各機関の長から自己申告書の提出要請があった場合には、指定された期日までに利益相反に関する自己申告書を提出しなければならない。
- ③機構利益相反委員会又は各機関の長は、自己申告書の提出があった場合には自己申告書の内容の調査等を行う。ただし、調査前に自己申告書の内容が利益相反に該当しないことが確認できる場合は、調査対象から除外することができる。
- ④機構利益相反委員会又は機関の長が定める利益相反を審議する委員会等は、自己申告書内容及び調査等の結果を踏まえて対応に関する審議を行い、その結果を機構長又は機関の長に報告する。
- ⑤機構長又は各機関の長は、審議結果の報告内容に応じて、利益相反状況にある役職員に対して、産学官民連携に関する必要な情報の開示を求めるとともに、利益相反問題の解消のために必要な措置を求める。
- ⑥利益相反問題の解消のために必要な措置を求められた役職員は、措置に不服がある場合は、措置を求められた日から起算して30日以内に、措置を求めた機構長又は各機関の長に不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた機構長又は各機関の長は、機構利益相反委員会へ審議を求め、機構利益相反委員会において審議の結果に基づいて、機構長が措置の最終決定を行う。
- ⑦本機構は、利益相反問題への適切な対処に必要な研修を行うものとする。
- ⑧自己申告書は、プライバシー等にかかわる部分を除き情報公開制度に従って公開する。